

東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (研究科長) 第2条 (略) 2 (略) 3 組織運営規則第4条第5項に規定する研究科長候補者は、<u>選挙により選出する。</u> 4 <u>前項の選挙の選挙資格者は、選挙公示日において、研究科教員である者とする。ただし、休職中の者及び外国出張中の者は、除く。</u> 5 (略)</p>	<p>本則 (研究科長) 第2条 (略) 2 (略) 3 組織運営規則第4条第5項に規定する研究科長候補者は、<u>第5条に定める研究科教授会において選考する。</u> (削る) 4 (略)</p>	

附 則 (連規則第3号)

この規程は、平成27年10月26日から施行する。